

諮問庁：独立行政法人国立高等専門学校機構

諮問日：平成30年5月25日（平成30年（独個）諮問第33号）

答申日：平成31年2月28日（平成30年度（独個）答申第43号）

事件名：「本人によるサイトの開設について（報告）」の不訂正決定に関する
件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定個人Aによるサイトの開設について（報告）」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）の訂正請求につき、不訂正とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）27条1項の規定に基づく訂正請求に対し、平成30年4月12日付け30高機総第3号により、独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不訂正決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

不訂正の理由は嘘である。特に第三については重大な嘘がある。

法29条には「訂正請求に理由がある」を判断する方法についての記載はない。訂正請求の理由の有無について適正に判断しなければならないことは法律に記す必要がない常識である。「法律はそこまで求めている」の「そこまで」が適正な判断に必要であることも当然である。

明らかに不正な手段で取得した情報を「対象文書は、法5条に反することなく取得した情報」として不訂正理由とした。法5条には「偽りその他不正の手段」の具体的内容についての記載はない。

「審査請求人を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと認められる情報はない」を審査請求人が否定しているにも係らず、何らの根拠、証拠を示すことなく虚偽を不訂正の理由とした。

上記の不訂正理由を否定する証拠情報がサイトに存在する。サイトについて審査請求人を公正で透明性のある状態で調査すればこの事実を否定できなくなる。機構はこのことを理解している。であるから、サイト

情報には触れないように「審査請求人への調査が必要とは言えない」とした。

(2) 意見書（資料は省略）

本件の「特定個人Aによるサイトの開設について（報告）」（諮問資料，以下，第2において「サイトについての報告」とする。）の内容には，多くの矛盾が存在する。

この報告がサイトの存在を知らない校長に報告するものであれば，タイトルや本文の最初は，「（略）サイト」など，主語は「サイト」でなければならない。また，報告全体を読んでもこのサイトのどこが「（略）」のかわからない。「（略）」ことを報告者が知っているから書ける内容である。サイトの「（略）」の内容に触れると，その会話が「（略）」ことになるので書けない。

この報告の（略）も変である。（略）

機構よりの情報に，他に「（略）」の文字が隠れている情報があっても，意見が更に膨大になるので利用しない。「（略）」の黒塗りが存在するかしないかもこの意見では明らかにしない。

ア 「サイトについての報告」は法5条違反である。

冒頭に記した「サイトについての報告」の矛盾は特定個人Aに確認を取らないという不正の手段で取得した情報であることより生じる。添付資料は運営会議議事録を除き，すべて○号証で，偽りがある。

「サイトについての報告」がこれらすべての○号証に関係していることも不正の手段による取得の根拠となる。

イ 「サイトについての報告」

審査請求人が知らない調査で「サイトについての報告」を作成し校長が受理する。「特定報告書」（特定号証A，関係するところだけの抜粋。以下「報告書」とする。）と全く同じパターンである。校長が受理後に校長命令があったのも報告書と同じである。

以下は冒頭の補足である。

（略）

この見方によると，「サイトについての報告」が不自然であることの説明が付く。不自然さとは以下の事柄である。

（略）

これ以上は特定高専内の事情が必要になるので省略する。この頃の特定高専教員はストーリーの作者と聞いた時点で作者が誰であるかだけでなく，ストーリーの概要，演者などがわかる。

ここに記したものは審査請求人の事実認識，推測，感想である。真実とは限らない。

ウ サイトについて（特定号証B，特定号証Cの情報）

(略)

エ 報告者特定個人Bの係わり

(略)

サイトが特定号証A，特定号証B，特定号証C，特定号証Dと係ることは上記ウに記した。

オ 保有個人情報保護

法律により個人情報は保護されるにも係らず，未だに保有個人情報の実態を明らかにできない。校長の職務権限下では，個人情報は更に保護されない。保有個人情報の実態を明らかにさせる行為は「(略)」，「(略)」 「(略)」となる。

高専内での理事長の権限の委任を受けた校長の権限行使はブラックボックスである。高専内の情報は校長，事務部長を通してしか入らない。校長の職務権限を利用させてもらえば，内部告発もされる恐れもない。（「特定高専教員は理事長に直接メールできる」などの未確認情報がある。これに附随する更に曖昧な情報もある。）

機構下の高専校長すべてが適格者であるとは限らない。機構が処分すべき校長の不祥事は酔っただけとは限らない。高専教員に騙しのプロがないとも限らない。

カ 結論

「サイトについての報告」にかかわるすべての情報は，報告した特定個人Bが持つ。従って，裁決の一次情報は特定個人Bが理事長に提出する情報だけである。

一次情報が何であるかも特定個人Bはわかっている。かつ，この情報についての真偽などは当事者でない機構では判断できない。

特定個人Bが「サイトについての報告」を訂正すると機構に報告すれば，自動的に不訂正処分の取消である。

そうでないときは，特定個人Bからのすべての提出情報と，提出情報についての機構の真偽の判断を裁決書に載せる。特定個人Bが機構に提出する一次情報には，情報そのものだけでなく，情報取得の手段もある。その情報に偽りが存在する，あるいは，取得法に不正の手段があれば，不訂正処分の取消である。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 これまでの経緯

審査請求人は，元機構特定高等専門学校（特定高専）教員で，特定年度において，特定クラスの特定科目等の授業を担当していた。（略）について，特定高専校長は，審査請求人が提出した（略）に疑問が生じたため，（略）の説明を求めたが，明確な返答をせず，その後も特定高専の信頼を損なう内容のHPの公開，勤務命令に従わない言動，特定高専教員への迷

惑行為及び授業妨害行為などを繰り返したため、特定年月日A諭旨解雇処分となり、特定年月日Bをもって解雇された。

審査請求人は、これまで多くの保有個人情報開示請求や懲戒処分の不服申立、損害賠償請求訴訟、個人情報の開示請求に係る不開示決定取消請求訴訟、公表情報の虚偽認定請求訴訟等（別紙1（略））を起こしているがすべて、裁判において敗訴となっている。

これらは、すべて懲戒処分に端を発したものであり、本件請求もその一端である。

2 訂正請求に係る保有個人情報の名称等

特定個人Aによるサイトの開設について（報告）

（平成30年1月10日付け特定高専総第3号「保有個人情報開示決定通知書」により開示を受けた保有個人情報）

3 不訂正決定についての考え方とその理由

第一に、訂正請求の対象となった法人文書（以下「対象文書」とする。）は、審査請求人が開設したサイトを報告者が知ることになった経緯と状況について報告したものであり、この報告書について、審査請求人への調査が必要とは言えない。

第二に、訂正請求に対して審査請求人が述べているような機構が訂正請求の理由を具体的、詳細にするための調査を行うこと及び報告者が証言することは、法律で求められておらず、行う義務はない。

第三に、対象文書は、法5条に反することなく適正に取得した情報であり、審査請求人を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと認められる情報はないことから、不訂正とした。

4 不訂正決定の妥当性

審査請求人は、機構が行った不訂正決定については、「不訂正の理由は嘘である」と主張し、訂正請求の対象となった保有個人情報については「明らかに不正な手段で取得した情報」と主張しているが、対象文書にある個人情報は、適正に取得したものであり、審査請求人からも不正な手段で取得したとする具体的根拠は示されていない。

また、審査請求人は、対象文書（添付書類⑤-3（略））について、「第三については、重大な嘘がある」と主張し、本機構の不訂正決定の第三の理由「法5条に反することなく適正に取得した情報であり、審査請求人を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと認められる情報はない」を否定している。審査請求人が否定する根拠は、訂正請求書に記載のある、対象文書が作成される際に審査請求人への調査がなかったことであると考えられるが、対象文書は、対象文書の報告者が審査請求人の開設したサイトを知ることになった経緯と状況について報告したものであり、機構の不訂正決定の第三の理由が否定されるものではない。

さらに、審査請求人は「不訂正理由を否定する証拠情報がサイトに存在する」と主張しているが、明確かつ具体的内容が示されていない。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年5月25日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同年6月25日 審査請求人から意見書及び資料を収受
- ④ 平成31年1月24日 審議
- ⑤ 同年2月26日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件訂正請求について

本件訂正請求は、処分庁が審査請求人に対し別途開示決定した本件対象保有個人情報について、別紙の2に掲げる内容の訂正を求めるものであり、処分庁は、本件訂正請求について、訂正をしない決定（原処分）を行った。

審査請求人は原処分の取消しを求めているが、諮問庁は原処分を妥当とすることから、以下、本件訂正請求の訂正請求対象情報該当性（法27条）及び訂正の要否（法29条）について検討する。

2 訂正請求対象情報該当性について

訂正請求は、法27条1項において、同項1号ないし3号に該当する自己を本人とする保有個人情報について行うことができると規定されている。

本件訂正請求は、審査請求人が別途に行った法に基づく保有個人情報の開示請求に基づき、処分庁から開示を受けた、自己を本人とする保有個人情報について行われたものであることから、法27条1項1号に該当すると認められる。

3 訂正の要否について

(1) 訂正請求については、その対象は、「事実」であって、「評価・判断」には及ばないと解される。

また、訂正請求を行う者は、開示を受けた保有個人情報のうち、①どの部分（「事実」に限る。）の表記について、②どのような根拠に基づき当該部分の表記が事実でないと判断し、③その結果、どのような表記に訂正すべきと考えているのか等の、請求を受けた独立行政法人等が当該保有個人情報の訂正を行うべきか否かを判断するに足りる内容を、自ら根拠を示して明確かつ具体的に主張する必要がある。

そして、訂正請求を行う請求人から明確かつ具体的な主張や根拠の提示がない場合や当該根拠をもってしても請求人が訂正を求めている事柄が「事実でない」とは認められない場合には、法29条に規定する「訂正請求に理由があると認めるとき」に該当しないと判断することになる。

(2) 本件訂正請求は、「特定個人Aによるサイトの開設について（報

告)」に記録された情報について訂正を求めているものと認められ、これらが訂正請求の対象となる「事実」に当たらないと認めることはできないが、審査請求人が訂正すべきとする保有個人情報について、審査請求人の認識に沿った事実認定等への変更を求める主張等は提出されているものの、訂正請求の対象とされた保有個人情報の記載が「事実でない」と判断するに足る具体的な根拠に基づく指摘やそれを根拠付ける資料の提出があったとは認められず、また、審査請求人が求める訂正がなされなければ、記載されている情報が事実と反することとなるとすべき事情も認められない。

したがって、本件訂正請求について、訂正請求に理由があるとは認められず、法29条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当するとは認められない。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件不訂正決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報の訂正請求につき、不訂正とした決定については、本件対象保有個人情報は、法29条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当するとは認められないので、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司

別紙

- 1 本件対象保有個人情報記録された文書
特定個人Aによるサイトの開設について（報告）
- 2 本件訂正請求書における「訂正請求の趣旨及び理由」の記載内容
（趣旨）

上記1に「歴代校長は本校の信頼を貶める職務権限行使をしていた」及び「特定個人Aに本校の信頼を貶める行為はない」を結論として加える。公表した審査請求人の個人情報のうち、上記1に関係する部分も訂正する。

（理由）

上記1は『本校の信頼を貶める職務権限行使』する校長の命令で作成した。かつ、報告者特定個人Bはサイトの内容に係っている。『本校の信頼を貶める』を校長の職務権限行使でなくサイトにするしかない。上記1に審査請求人への調査はない。理由はこれで十分である。

機構が理由は具体的、詳細でなければならないと主張するときは、審査請求人が挙げる理由について透明性のある公正な調査をしなければならない。特定個人B部分は黒塗りとする。但し、特定個人Bは特定高専教員に公開の場で上記1について証言する必要がある。審査請求人は透明性のある公正な調査に協力する。

機構は透明性のある公正な調査を行わないまま不訂正処分としてはならない。